

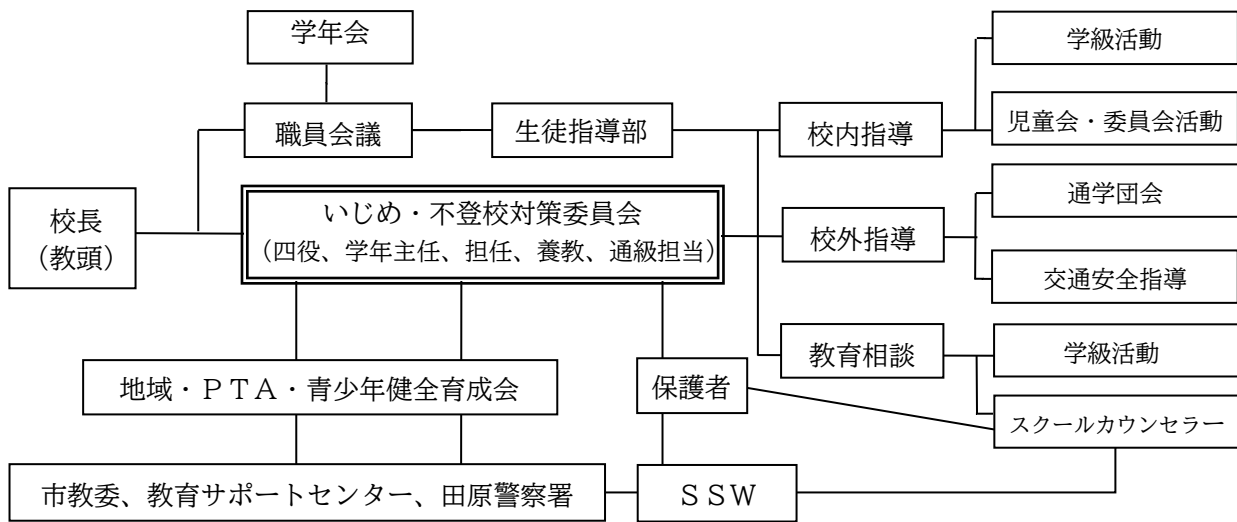
童浦小学校 学校いじめ防止基本方針

1 学校におけるいじめ防止の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身に重大な影響を及ぼす許されない行為である。いじめは、どの学校でも起こり、どの児童も被害者にも加害者になり得る。これらの基本的な考えをもとに、教職員が日ごろからささいな兆候を見逃さないように努める。そして、学校全体で組織的に対応していく。また、被害による苦しみを一人で抱え込んでしまわないように、学校・家庭・地域が連携し、協働していじめの未然防止と早期解決にあたる。

学校は、児童が教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。互いに認め合う共感的な人間関係を築くなかで、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長することのできる魅力ある学校づくりを推進する。

2 いじめ防止等の対策のための関係組織図



3 いじめ防止に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止

ア 温かな学級づくり

- ・教育活動全体を通して、命の大切さや相手を思いやる心の熟成を図る。（ふれあいタイム、各種集会、どうぼっと発表会、人権週間等）
- ・一人一人を大切に、自己肯定感や自己有用感を高めることができる温かい学級づくりをする。

イ いじめを許さない共通認識

- ・いじめの原因、背景、具体的な対応に関する校内研修を行う。
- ・いじめについて、教職員と児童が認識を共有できるようにする。
- ・児童会活動を中心に、「いじめ防止」を積極的に呼びかける。

ウ 家庭や地域との連携

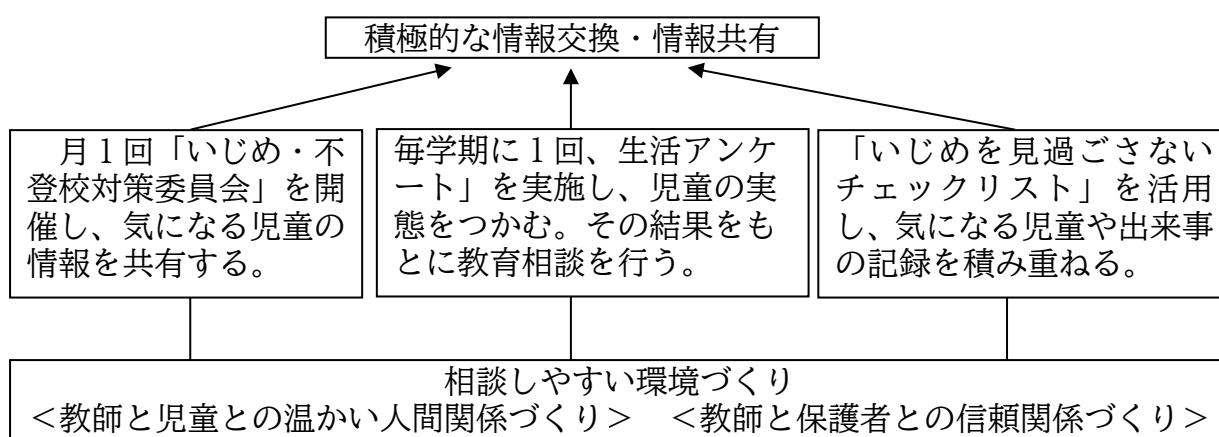
- ・地域や家庭との関わりを深め、学校だけでなく地域全体で児童を見守っていく体制づくりに努める。（挨拶運動、若葉集会、笠山だでのんまつり、親子読書、読み聞かせ、校長室たより、学校ブログ等）

エ 授業等の工夫

- ・人権尊重、生命尊重をテーマとした道徳や学級活動の授業を工夫し、年間計画の中に位置づける。
- ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進め、全ての児童が参加できる授業を工夫する。
- ・情報モラル教育を推進し、インターネットの正しい利用とマナーについての理解を深める。

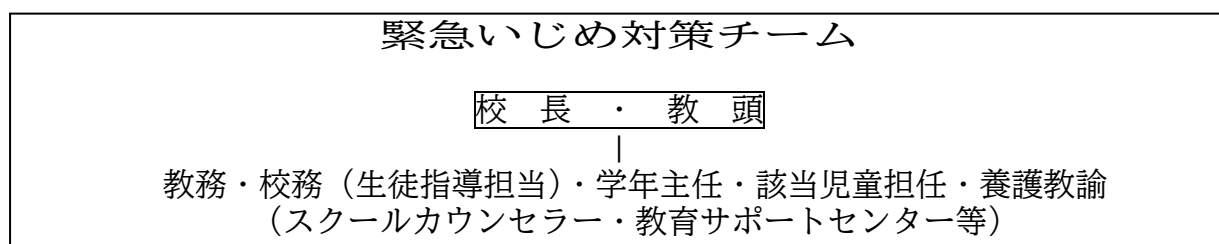
(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくいところで起こり、判断しづらい形で行われることを認識する。児童の小さな変化も見逃さないよう、常にアンテナを高くして、いじめの早期発見に努める。



(3) いじめの対処（学校における生徒指導体制）

いじめが認められた場合は、直ちに「緊急いじめ対策チーム」を編制し、問題解決に向けて援助や指導の方策を協議して講じる。



- ・必要に応じてSCやSSW等、外部専門家や教育サポートセンター関係者の参加を依頼し、今後の対応・指導方針・指導の手だて・家庭との連絡・再発防止の働きかけ・経過の見守りまで、チームで連携を取り、対応にあたる。
- ・問題のある児童については、問題の所在や実態を正しく捉え、家庭と相談を図りつつ、迅速かつ適切な援助と指導にあたる。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の該当児童の様子を見守り、継続的な援助や指導を行う。

4 重大事態への対応

重大事態（※）が生じた場合には、速やかに田原市教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図（別紙資料1）」にもとづいて対応する。重大事態の調査を行う場合は、「緊急いじめ・不登校対策委員会」を母体としつつ、事案に応じて適切な専門家を加えて対応する。

※重大事態（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当に期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

<自殺にかかる通知との関係>

自殺事案については、第一報（速報）を教育委員会に入れ、初期調査（3日以内に全ての教員及び関係の深かった児童生徒への聞き取り）を行うと同時に、具体的な対応や児童生徒へのケア・支援等について、教育委員会と連携して進める。

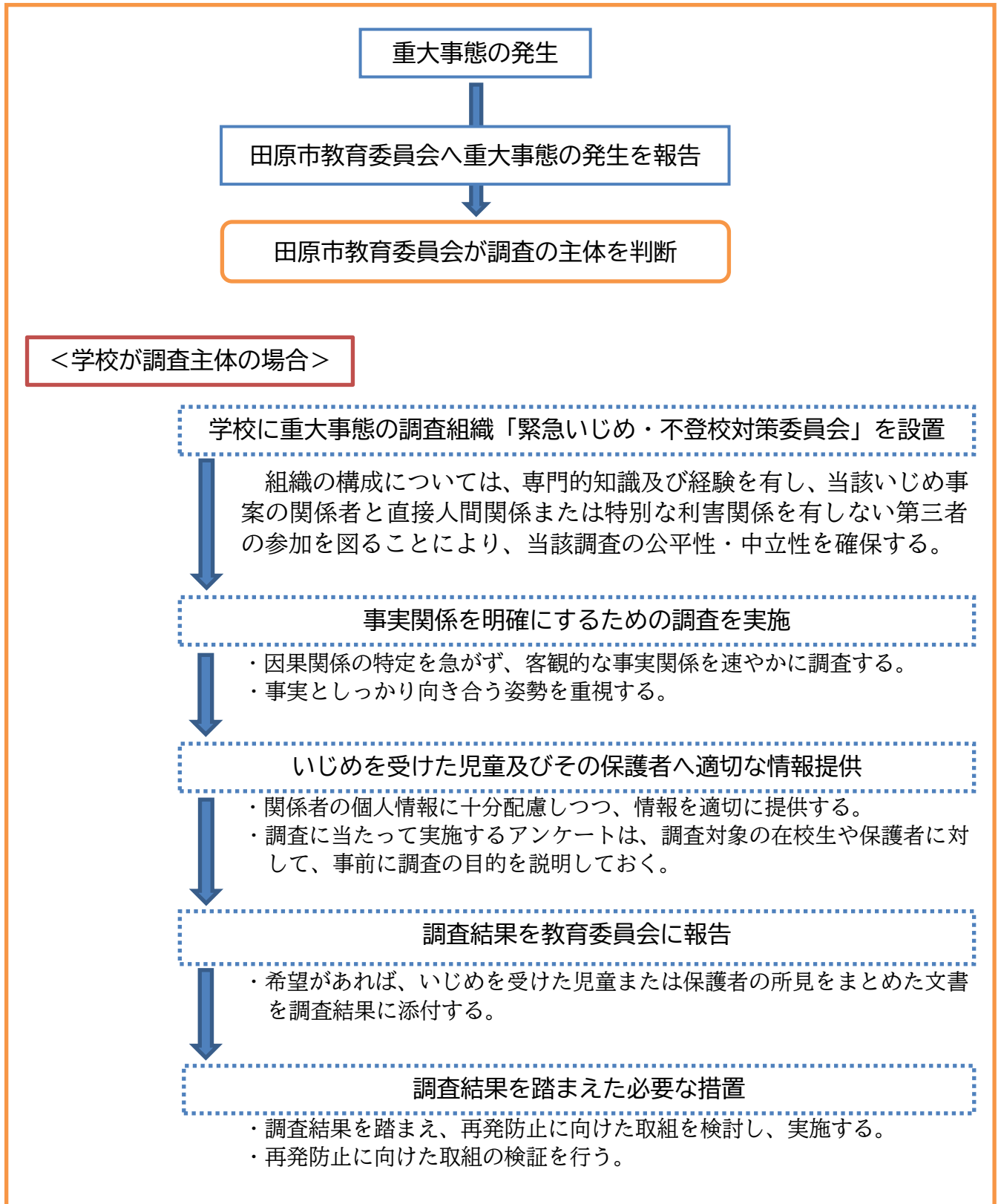
5 取り組みの評価について

- ・「生活アンケート」や「学校評価アンケート」にいじめに関する項目を設定し、いじめの認識と実態を捉え、指導や改善に活かす。
- ・「生活アンケート」や「学校評価アンケート」の結果に加えて、生徒指導部の情報をもとにして、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- ・市や県の相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連絡を密にし、情報収集や指導の方策を講じる。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

(別紙資料1) 重大事態対応フロー図



(別紙資料2) いじめ防止の取組の年間計画

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	職員会議 「学校いじめ防止基本方針」の内容確認	・SC、SSWの紹介と案内 ・児童、保護者への周知 ・学級開き、学年開き ・保健指導（心と体の成長）	・いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ・発育測定 ・通学団会	・挨拶運動 ・PTA総会 ・学級懇談会 ・若葉集会
5月		現職研修 「いじめ防止について」	・運動会 ・なかよし集会	・たてわり班遊び	・親子読書週間 ・田植え ・運動会
6月	D ↓	情報交換及び対策の検討	・情報モラル指導（道徳の教科書を活用） ・学校保健委員会 ・5年野外活動	・生活アンケート実施 ・教育相談週間 ・たてわり班遊び	・学校評議員会 ・全校読み聞かせ
7月		C ↓	生活のアンケート評価・検証	・夏休み前生活指導	・通学団会
8月	A ↓	現職研修 「情報モラルについて」			
9月		情報交換及び対策の検討	・笠山だでのんまつり	・発育測定 ・たてわり班遊び	・挨拶運動 ・稲刈り ・笠山だでのんまつり
10月	P ↓	情報交換及び対策の検討		・たてわり班遊び	・親子読書週間
11月		情報交換及び対策の検討	・どうほっと発表会		・どうほっと発表会
12月	D ↓	生活のアンケート評価・検証	・人権週間（講話・人権をテーマにした道徳授業） ・赤い羽根募金活動 ・ジョギング・マラソン大会 ・冬休み前生活指導	・生活アンケート実施 ・教育相談週間 ・たてわり班遊び	・保護者会（個人懇談） ・学校評議員会 ・ふれあい一言
1月		C ↓	情報交換及び対策の検討	・学校保健委員会	・発育測定
2月	A ↓	生活のアンケート評価・検証	・6年スマホ安全教室	・生活アンケート実施 ・教育相談週間	・取組の自己評価 ・民生児童委員懇談会 ・保護者会（学級懇談）
3月		学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	・6年生ありがとう集会 ・春休み前生活指導	・通学団会 ・たてわり班遊び	・学校評議員会
通年	P ↓	校内のいじめに関する情報の収集、対応策の検討	・朝会における校長講話 ・道徳教育 ・体験活動の充実 ・授業の充実	・健康観察の実施 ・SCによる相談 ・SSWによる相談	・ボランティアによる読み聞かせ

いじめが発生した場合は、関係する職員で共通理解を図りながら対応する。

平成26年4月 施行
令和 8年4月 最新